

危険物取扱者

法定講習

保安講習

忘れない
でね



地域の安全
守るために



受講しましょ!!

オンライン講習も実施!!



危険物の取扱いに従事している方は、3年に一度の受講義務があります。

- 対面講習の日程や会場、オンライン講習のご案内などは愛媛県危険物安全協会連合会のホームページで確認。
- 受講の申し込みは、各地区(市)危険物安全協会へ。
- 受講申請書は、ホームページからダウンロードできます。危険物安全協会や各消防、県地方局・支局にもあります。
- その他、お問い合わせは、愛媛県危険物安全協会連合会へ

愛媛 危険物 安全

<https://www.ehimekenkiren.org>

089-924-6618

法定(保安)講習の受講期限



継続して危険物
取扱作業に
従事している人

最初の4月1日

3年以内

3月31日

講習を受けた日

受講期限

例 令和6年10月1日に講習を受講した場合

- 次回の受講期限は、受講日以降の最初の4月1日である令和7年4月1日から3年以内の「令和10年3月31日」。



危険物取扱作業に
従事していないかたで
新たに従事する人

2年を超える

1年以内

受講期限

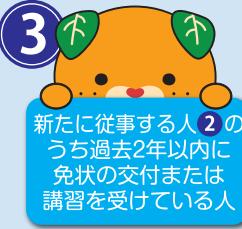
新たに従事する日

免状の交付
または講習を
受けた日

最初の4月1日

3年以内

3月31日



新たに従事する人
うち過去2年以内に
免状の交付または
講習を受けている人

2年以内

新たに従事する日

例 令和7年8月20日から新たに従事する場合

- 免状の交付または講習を受けた日が、令和5年8月19日以前の場合は、②に該当。
- 次回の受講期限は、新たに従事する令和7年8月20日から1年以内の「令和8年8月19日」。
- 令和5年8月20日以降に免状の交付または講習を受けている場合は、③に該当。
- 次回の受講期限は、免状の交付または講習を受けた日以降の最初の4月1日から3年以内。

②と③のいずれも、講習受講後の次回受講期限は、「継続して危険物取扱作業に従事している人①」と同じ扱いになります。



Q

法定講習は、どのような場合に受講しなければならないのですか。

危険物取扱者法定講習は消防法の規定によるもので、「危険物保安監督者」に限らず、現に危険物の取扱作業に従事している人は3年に一度の受講義務があります。逆に、作業に従事していないければ、免状を持っていても受講の義務はありません。

Q

受講申請書に貼付する免状のコピーは表裏両面が必要ですか。

原則として、顔写真のある面（表）のみでかまいません。ただし、氏名や本籍（都道府県）等に変更があり裏面にその旨の記載がある場合は、両面ともコピーを貼付してください。裏面が受講履歴のみの場合は不要です。
手帳形式の古い免状の場合は、ご面倒ですが全部の面をコピーしてください。

Q

申請書に貼付する県の収入証紙は、どこで買えますか。

伊予銀行の本支店や各地区の農協など、県内の収入証紙売り捌き所で購入できます。愛媛県のホームページ等でご確認ください。

Q

どの種別の法定講習を受講してもかまいませんか。

法定講習では、危険物施設の種別が「給油取扱所」「石油コンビナート等」「その他の施設」の3つに分類されており、受講者が作業に従事している施設によって、該当する種別の講習を受けていただくことになっています。
ただし、やむを得ない事情等で、オンラインでの受講ができず、対面講習の日時にも受講ができない場合は、「給油取扱所」と「その他の施設」に限り相互の種別での受講でもかまいません。



オンライン講習について



オンライン講習のテキストは、令和7年度からデジタルテキストになります。内容は製本テキストと同じで、受講端末にダウンロードできますので、いつでも参照可能です。

Q

スマートフォンでも受講できますか。

視聴は可能ですが、申請受付したのちは取り下げができませんので、必ず事前に右のURLへアクセスし、「推奨環境」を満たし、動画が再生されることをご確認のうえ申請してください。



<https://www.netlearning.co.jp/about/index.html>

Q

複数人が1台のパソコンで視聴することはできますか。

できますが、受講者毎にユーザIDが付与され、視聴したかどうかはユーザIDごとに記録されますので、パソコンの使用時間を調整するなどして視聴してください。

Q

複数人が同じメールアドレスを使用することはできますか。

できますが、各受講者あてのメールが同一メールアドレスに届きますのでご留意いただくとともに、メールを一斉配信した場合は人数分のメールが届くことになりますのでご了承ください。

Q

効果測定で合格しなかった場合はどうなりますか。

効果測定は各章ごとに設定されており、一定以上の正答率に達すると次の章に進むことができます。
一度解答すると正解と解説が表示されますので、それを確認したのち再度解答することができますから、必ず受講期間（1か月間）内に修了させてください。



愛媛県危険物安全協会連合会

愛媛県松山市本町7丁目2番地 愛媛県本町ビル2F

TEL&FAX 089-924-6618

お問い合わせフォーム

<https://www.ehimekenkiren.org/>